

## III

## 思想及び表現の自由

29. (略)

30. 第13条は、思想及び表現の自由は「すべての種類の情報及び思想を求める、受け、かつ伝える自由を含む」と明記している。この文言から明らかなように、条約は自己の思想を表現する権利及び自由だけでなく、すべての種類の情報及び思想を求める、受け、かつ伝える権利及び自由を含むものである。したがって、個人の表現の自由が不法に制限された場合、侵害されたのは当該個人の権利だけでなく、情報及び思想を「受ける」その他のすべての者の権利でもある。したがって、第13条で保障される権利は、表現の自由の二つの側面から明らかになるとおり、特別の範囲と性格をもつものである。この権利は、一方では、何人も自己の思想を表現する上で恣意的に制限を受け、又は妨害を受けることはない、ということを要求する。この意味で、これは各個人に属する権利である。他方、その第二の側面では、いかなる情報をも受け、かつ他者によって表明された思想にアクセスを行うという集団的な権利を意味する。

31. その個人的な側面において、表現の自由は、話し、又は書く権利という理論上の認識を超えるものである。また、この自由は、できる限り広い範囲の情報の受け手に対し思想を伝え、かつ到達するのに適切と思われるどんな手段をも利用する権利を含み、そしてこれと切り離すことができない。条約が、思想及び表現の自由は、情報及び思想を「いかなる手段」を通じても伝える権利を含むと言っているのは、思想及び情報の表現と普及とは不可分の概念であるという事実を強調しているのである。すなわち、情報の普及に課せられる制約は、自由に自己表現をする権利に対する直接的な制限をも意味することになる。報道機関及びそれに専門的に専念している人々にあてはまる法原則の重要性は、この概念に由来するものである。

32. その社会的な側面では、表現の自由は、人間が思想や情報を相互交換する

ための、そしてマス・コミュニケーションのための手段である。それは、自己の意見を他者に伝達しようとする各個人の権利だけでなく、他者から意見やニュースを受ける権利を含んでいる。一般的市民にとって、他者の意見を知り、又は一般的に情報にアクセスすることは、まさに自己の意見を伝達する権利同様、重要である。

33～38. (略)

39. 情報の自由の濫用は、予防的な措置によっては制約することはできず、ただその濫用の責めを負う者に加えられる事後的な制裁を通してのみ制約することができる。しかしその場合でも、条約の下で有効にそのような責任を課すためには、以下の要請が満たされなければならない。

- a) 責任の理由が事前に定められていること
- b) これらの理由が法律によって明確かつ詳細に定義されていること
- c) 達成しようとする目的の正当性
- d) これらの責任の理由が前記の目的を「確保するために必要な」ことを証明すること

第13条2項を実施するには、これらの要請のすべてが満たされなければならない。

40. 第13条2項は、情報の自由の制約は法律によって定められなければならず、また条約それ自身が列挙している目的を達成するためだけに限定されることをはっきりと定めている。この規定は、裁判所によって用いられる概念を制約として扱うのであるから、責任の法的定義は明確かつ詳細でなければならない。

41～52. (略)

#### IV

#### 米州人権条約の侵害の可能性

53～68. (略)

69. 裁判所の信じるところでは、民主的社會における公の秩序の概念は、ニュース、思想及び意見を最も広範囲にわたって流布しうることの保障だけでなく、社會全体による情報への最大限のアクセスをも必要とする。表現の自由は、民主的社會の公の秩序の原初的かつ基本的な要素を構成するものであり、民主的社會は自由な議論と反対意見が十分に発表される可能性なしには想像できない。

(略)

70. 表現の自由は、民主的社會の存在が依拠する礎石である。それは世論の形成にとって不可欠である。それは、政党、労働組合、科学・文化団体、及び一般に、大衆に影響を与えようとする人々にとって「必然的条件」である。要するに、それは、共同体がその選択権を行使する際に十分な情報を受けることを可能にする手段である。したがって、十分に知らされていない社會は、真に自由な社會ではないことができる。

71. この文脈において、ジャーナリズムは、思想の表現の自由の第一の、そして主要な発現形態である。各個人の固有の権利である表現の自由と結びついているため、ジャーナリズムは、大学で身につけた知識や訓練の応用により、又は一定の職業的「組合」の会員によって単に大衆にサービスを与える職業とは同視できない。

72. ジャーナリストの強制免許に関する法は、他の職業に適用される同様の法と変わらないという主張は、そのような法と条約との間の両立性に関して提起された基本的問題を考慮していない。その問題は条約第13条が、「口頭、手書き、印刷…によって、あらゆる種類の情報及び思想を求め、受け及び伝える」自由を保護していることから生じている。ジャーナリズムという職業 — ジャーナリストの活動 — は、まさに情報を求め、受け、伝えることを含んでいる。ジャーナリズムの仕事は、したがって、条約が保障する表現の自由を定義し、又は包含する活動に従事する人を必要としている。

73. このことは、例えば法律や医学の仕事にはあてはまらない。ジャーナリズムと違って、法律や医学の仕事 — すなわち法律家や医師の活動 — は、条約によって特別に保障されている活動ではない。法律の仕事に一定の制約を課すことは、条約が保障するさまざまな権利の享有と矛盾することは確かである。たとえば、すべての弁護士に、反国家的活動に関する事件の被告人の

弁護人として活動することを禁止する法律は、条約第8条の弁護を求める被告人の権利を犯すものと思われ、したがってこれと両立しない。しかし、ジャーナリズムの活動を包含する自由の行使に言及している第13条のように、法律の仕事を余すところなく包含し、定義する権利は条約では保障されていない。同じことが医学にもあてはまる。

74. ジャーナリストの強制免許が達成しようとしているのは、報酬を受ける仕事の保護であり、それは報酬を含まない限り表現の自由の行使に反するものではなく、その意味で、これは条約第13条が扱っているもの以外の問題を扱うものである、との主張がなされている。この主張は、職業としてのジャーナリズムと表現の自由の行使との区別に基くものであり、裁判所が認めるところではない。この主張は、表現の自由とジャーナリズムの職業的実践とを区別することができるということを当然の前提とする。しかし、それは可能ではない。その上、もしその論理的帰結に至れば、それは重大な危険を意味する。職業としてのジャーナリストの活動は、表現の自由と区別することができない。逆に、両者は、はっきりと混じりあっている。というのは、職業的ジャーナリストとは、表現の自由を継続的に、定期的、かつ報酬を受け行はすことを見たした人以外の何者でもないからである。この区別が可能であるとする主張は、条約第13条の保障は職業的ジャーナリストには適用しないという結論に到達することに留意すべきである。

75. さらに、前項での主張は、表現の自由は情報を伝え、受けとることも含んでおり、個人的及び集団的という二重の側面を持っていることを考慮に入れていない。この事実が示しているのは、この権利がプロとして行使されるかどうかという状況は、制限が条約第13条2項によって認められるか否かを決定する上で妥当とは思われないということである。というのは、ある職業集団がそのメンバーのために最善の労働条件を要求する権利を持っているという事実を無視するものではないが、それは社会から情報源を奪う十分な理由ではないからである。

76. したがって、裁判所は、公の秩序という理由は、他の職業の強制免許を正当化するためには有効であっても、ジャーナリズムの場合には援用することができないと結論する。なぜなら、それでは条約第13条が各個人に保障している権利を十分に行はする権利を、非会員の人々から永久に奪う結果となるからである。したがってそれは、条約がもとにしている民主的な公の秩序

という基本的原則を侵害する。

77. 免許は、職業的責任と倫理の基準によって客観的かつ真実の情報を社会に保障する方法であるというのは、一般の福祉の考慮に基く議論である。しかし、実際には、既に示されたように、一般の福祉は最大限可能な情報量を必要とし、またこの一般の福祉を益するのは表現の権利の十分な行使である。原則的に、表現の自由を保障する手段として表現の自由の制約を援用することは矛盾している。こうした方法は、大衆全体としてだけではなく、すべての個人に属しているこの権利の主要かつ基本的性質を無視するものである。社会が受けとる情報の正確性と真実性を保障するために表現の権利を統制する制度が必要だというのは、重大な濫用の原因となり得るし、また要するに、この社会が持っている情報に対する権利を侵害する。

78. (略)

79. ジャーナリストの自由と独立は保障されなければならない財産であると裁判所は考える。しかし、条約の文言によれば、表現の自由に課せられる制限は、一定の正当な目的を「確保するために必要な」ものでなければならない。すなわち、制限は目的を達成するために有益であるということ、つまり、それによって達成することができるということでは十分でない。むしろ、それが必要とされるものでなければならない。すなわち、条約によって保護されている権利に対するより制限的でない手段によって合理的にその目的を達成することができない、ということが証明されなければならない。この意味で、ジャーナリストの強制免許は、条約第13条2項の要請に従うものではない、なぜなら、ジャーナリズムに携わっている者の自由と独立を保護する法の制定は、ジャーナリズムの実践を社会の限られたグループだけに限定する必要なしに完全に想定しうるからである。

80. (略)

81. 以上のことから、非「組合」員にはジャーナリズムの実践を許さず、「組合」への加入権を一定の分野を専攻した大学卒業者に限定しているところのジャーナリストの強制免許に関する法律は条約と両立しないということになる。このような法律は、条約第13条2項によって承認されていない表現の自由に対する制限を含み、したがって自ら選択する手段を通じて情報及び思

想を求めかつ伝えるという各個人の権利を侵害するだけでなく、いかなる介入もなく情報を受けるという大衆全体の権利をも侵害することになる。